

検査書類限定型工事 実施要領

1. 目的

「検査書類限定型工事」は、検査時（完成・中間）を対象に、資料検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図るものである。

2. 対象工事

対象工事は各地方整備局等において実施する全ての工事（港湾、空港、官庁営繕工事を除く）について、受発注者協議のうえ実施できるものとする。なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格調査対象工事」又は、「監督体制強化工事」は対象外
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施内容

(1) 技術検査

技術検査官は、技術検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行う。

①施工計画書	⑥品質規格証明書
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む）	⑦出来形管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質管理図表
④工事打合せ簿（承諾）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（提出）	⑩工事写真

※上記書類は、検査用に作成するのではなく、適時、監督職員に提出した資料をとりまとめたものとする。

※監督職員は「「施工プロセス」のチェックリスト（案）」（地方整備局工事成績評定実施要領の別紙-5①～④）を検査時に技術検査官へ提出し、チェック内容を説明するものとする。

(2) 調査協力

アンケート調査があった場合には、受発注者ともに協力するものとする。

4. 実施方法

- ①検査書類限定型工事を実施する場合、受発注者協議のうえで、打合せ簿（指示）により、受注者に指示するものとする。
- ②特別な事由がある場合は、検査通知時に、上記10種類以外の追加書類を併せて受注者に通知する。

【打合せ簿（指示）記載例】

1. 本工事を、「検査書類限定型工事」とする。

検査書類限定型工事とは、〇〇検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものである。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

2. 実施状況や改善点等を把握のするためのアンケートに協力する。